

「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」に対する各局の考え方

2008年9月12日

「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」に対する各局の考え方について

放送倫理検証委員会委員長 川端和治

本年4月15日放送倫理検証委員会は「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」を公表したが、その際在京キー局に対し、この意見について各局の番組制作者が十分に議論し検討した上でそれをとりまとめたものを、各局の意見として委員会に寄せてほしいと要望した。幸い各局のご理解をいただいて率直な意見が出され、またそれを公表することについての同意も得られたので、ここに委員会の意見とそれに対する各局の意見を公表することとした。

光市事件差戻控訴審に関する放送についての委員会意見は、これまで委員会が示した「見解」や「意見」と異なり、個別の番組を対象とするものでなく、光市事件差戻控訴審に関する33の報道番組全体を対象としたところに特色がある。この裁判報道にみられた問題点の核心は、個々の番組の放送倫理からの逸脱の有無にあるのではなく、多かれ少なかれすべての番組が、「公平・正確・公正」の原則の尊重という点で不十分であったところにあるので、裁判報道全体の倫理水準を問題とすることが必要であり又重要であると委員会が判断したためである。

この委員会の意見について寄せられた各局の意見には、個別の番組を批判するべきであり、概括的な見解を示されても自局の番組のどこが問題であるのか判然としないから不適當であるとの批判が多かった。しかし委員会が、光市事件差戻控訴審に関する報道33番組全体を素材として、裁判報道に関する放送倫理とその具体的な適用についての委員会の基本的な考え方を提示するという方法を選択したのは、前述したとおり、33番組全体を通じて露呈された裁判報道の水準について問題提起するためであったのであるから、委員会の意図を意見の中から読み取って、もう一度自局の番組を見直してほしいと改めて要望しておきたい。また委員会の意見が、実行されることのないまま論に終わってしまうのを避けるためには、番組制作の現場で委員会の提示した考え方について徹底的に討論することにより、制作現場が問題点の存在を自覚することがまず必要であると考え。逆に委員会は、委員会の意見に対して番組制作の現場で出された反応あるいは批判を知り、それを委員会の討議の場にフィードバックすることにより、今後同種の問題が発生したときに、番組制作の実情を踏まえたより適切な意見や見解を提示することが出来るようになるものと考えている。

裁判員制度の実施を目前にしている今日、裁判報道についての放送倫理はどのようなものであるべきかが、真剣に問い直されなければならないことは、過去の幾多の事例に照らし明らかである。それが怠られれば、マスメディアの問題のある報道に不当に影響された裁判員が、法廷に提出された証拠によらない判断をして、えん罪を作るといった事態さえ発生しかねない。あるいはそのような事態の発生予防を口実とした放送内容の規制の動きにも抵抗できないであろう。委員会の意見および各局の考え方が、そのような問題の検討に際して、一つの参考資料として広く活用されることになれば、委員会としてこれに勝る喜びはない。

放送倫理検証委員会決定第4号

「光市母子殺害事件の差戻控訴審に
関する放送についての意見」についてのNHKの見解

裁判員制度の導入を来年に控え、裁判報道のあり方を問いかけた貴委員会の取り組みは大変意義のあることだと思います。今回の決定は、放送界全体に示されたものではありませんが、NHKとしても、これを真摯に受け止め、取材倫理の向上やより質の高い報道を実現させるために活かしていきたいと考えています。

そのうえで、貴委員会の意見について、NHKとしての考えを述べさせていただきます。

(1) NHKに対する指摘について

当該決定がNHKの報道について指摘しているのは、報告書の18ページから19ページにかけての「なお、今回の差戻控訴審について簡略に報道したストレートニュースのなかには、『無期懲役か死刑かが争われている裁判』というような言いまわしが散見された。これは必ずしも間違いとは言えないが、また、委員会がここに主な対象として述べている情報系番組の問題点には直接関係しないが、事件・犯罪・裁判の内側まで踏み込んで理解しようとしていない点で、同じ問題を内包しているのではないだろうか」という部分だと理解しています。

まず、「言いまわし」に関する指摘については、判決の時点での最大の争点は、事件当時18歳だった少年に死刑を適用するかどうかであり、社会の関心もこの点にあると判断しました。時間に制約のあるテレビやラジオのニュースの中で何が最大の争点かを正確にわかりやすく伝えることは極めて重要なことであり、「無期懲役か死刑かが争われている裁判」という捉え方や表現に問題はなかったと考えます。

次に「事件・犯罪・裁判の内側まで踏み込んで理解しようとしていない」との指摘は「(NHKも) 被告・弁護団の主張を手がかりに独自の取材や考察を行い、被告の内面や人物像に踏み込んだ放送をすべきだった」という趣旨だと理解します。

確かに真実を追究することは報道機関の重要な使命です。今回の報道にあたって、NHKでは、被告の人間像を可能な限り解明するために30人を超える関係者に取材しました。その上で、裁判報道の公平性やプライバシー保護の観点から、客観的でバ

ランスの取れた報道を重視し、被告の人物像については一定の自制をしながら冷静な報道を心がけました。

プライバシーへの配慮などから、取材したすべてを報道したわけではありませんが、判決を迎えるまでに一定の範囲で被告の人間像を伝えるニュース企画を放送するなど、事件や裁判の実相に迫る努力をしたことを強調したいと思います。

(2) 委員会の検証方法、発表方法等について

決定にあたっての検証方法と決定の内容をまとめた報告書の発表方法について、意見を述べさせていただきます。

今回の意見は、個別の番組ではなく一連の放送全般に対するものとなっています。さらに決定内容を発表した記者会見で「NHK、民放の33本すべてが本件放送」との説明が行われ、その結果、翌日の新聞各紙には「NHKのニュースにも感情的で一方的な報道があった」と受け取られかねない記事も掲載されました。

こうした点を考えますと、放送界の裁判報道の現状と問題点を明らかにし、放送関係者に真摯な反省を促すためには、個々の番組を特定し「こうした点が問題である」などと指摘したほうが良かったのではないかと考えます。意見の内容や表現にやや抽象的でわかりにくい部分もあり、正確に伝える上からも、より具体的な指摘が望ましかったと考えます。

確かに、この裁判を報じたすべての番組を視聴し、検証することは困難だとの事情はわかりますが、検証の対象は一部の番組であることを明確にした上で、問題点や改善点を個別に指摘する方法は可能だったのではないのでしょうか。

さらに一部であれNHKの報道について何らかの問題点を指摘するのであれば、検証にあたってNHKの担当者にもヒアリングを行っていただきたかったと考えます。

(3) おわりに

NHKとしては、「感情的で一方的な放送」との指摘がNHKの報道に該当するものではないと受け止めています。しかし、今回の意見には、報道や番組制作に携わる担当者が考えるべき重要な問題が含まれていると考えており、本部放送関係の部局長らで作る放送倫理委員会などで今回の意見を紹介し、周知を図っています。

NHKとしては、貴委員会の意見を踏まえて、放送倫理の一層の向上に努めるとともに、引き続き正確で公平、公正な放送をしていく所存です。

以上

4月15日付放送倫理検証委員会決定第4号「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」について、弊社内で周知徹底させた上、議論・検討した経緯とその内容について、以下の通り報告いたします。

1. 対応経緯

- * 4月17日 視聴者対応実行委員会で報告、議論。
- * 4月21日 定例の拡大執行役員会を通じ、「意見」の概要を報告し全社的周知を図る。
- * 4月22日 弊社番組審議会に「意見」の概要を報告。
- * 4月24日 社内向け考査情報「コンパス」に「意見」要旨を掲載。（「コンパス」は、日本テレビのイントラネット上で常時公開のほか、日本テレビ系列の放送局にも配布）
- * 4月下旬～5月中旬 報道局、情報エンターテインメント局の担当者（報道デスク、記者、プロデューサー、ディレクター）にアンケート実施。
- * 5月27日 弊社番組審議会にて審議。（審議会の概要については6月1日の「あなたと日テレ」内で放送。）

また、弊社グループの制作会社、「アックスオン」コンプライアンス担当に貴委員会の「意見」を手渡し、周知徹底を図るようお願いしました。

2. 視聴者対応実行委員会での議論について

当該委員会はコンプライアンス推進室が幹事となり、弊社の全ての部署（15の局・室）から1～2名のコンプライアンス担当者による委員が集まり、週1回開催しています。決定が公表された翌々日の4月17日の委員会で各委員に事前に「意見」を配布し、議論しました。主な意見は以下の通りでした。

- ・なぜ33番組の選択なのか分からない。これ以外の番組は見えていないことになる。
- ・この部分だけを捉えて意見を出すのはどうか。番組は全体でバランスを取っている。
- ・情報番組でも裁判を扱うときは司法クラブ出身者でしか放送できないのか。
- ・視聴者に行き過ぎた感情を抱かせることはよくないが、関心を持ってもらうこと

は重要だ。

- ・ 差し戻し裁判といいながら、裁判報道全体についての意見に広げられている。
- ・ 個別ではなく報道番組全般の作り方にまで言及している。今後「バラエティ番組の作り方」など、同じように意見が出てくることに懸念を覚える。
- ・ 裁判員制度の実施に当って、報道のありかたについて議論が必要である。

3. 担当者へのアンケートについて

続いて、4月下旬から報道局と情報エンターテインメント局の担当者50名（デスク、記者、プロデューサー、ディレクター等）に対し、貴委員会の「意見」を読んだ上でアンケートを実施しました。「意見」で指摘された問題点などについて、反省し改善すべき点や、納得できない点についても率直な意見を求めました。

主な意見の抜粋は以下の通りです。

公平性について

- ・ 公平性、正確性、公正性が求められる点はもっともである。
 - ・ 被害者側と加害者側の素材量・情報に大きな隔たりがあった。
 - ・ 視聴者に伝わりきれない部分があったなら、配慮が足りなかったと言わざるをえない。
- 「対立を描く」際に、どちらかに視線が偏りすぎると「公平・公正」な報道ができなくなる恐れもある。
- ・ 第1審で一方的なバッシングをしたら公平性にかけていたかもしれないが、今回は差し戻し審である。

裁判知識の不足について

- ・ 刑事裁判の仕組みを理解した上で、多角的な報道をすべきという指摘は納得できる。
- ・ 改めて裁判報道の基礎を確認する必要性を感じる。
- ・ 裁判所がメディアに対して閉鎖的であるという観点を欠いている。取材者の努力を一顧だに、していない。

集団的過剰同調について

- ・ 集団的過剰同調とも呼ぶべき現象が出ていた。現在の社会がとらえる問題点が一致していたと考えられなくないが、構造を短絡的に捉えすぎたという点は否めない。
- ・ 社会的弱者に追い込まれた「被害者遺族」の主張、インタビューに振り回されたという反省はある。
- ・ 他局と内容を同じ傾向にする制作姿勢はありえない。複数の番組の制作者がそれぞれ

れ積極的に判断したと自分は考える。

コメンテーター、演出について

- ・様々な意見を持つ、コメンテーターを並べても、最後に番組が意志を持って整理しないと、強いコメンテーターの感情だけが視聴者に届いて終わってしまうと思った。
- ・「コメンテーターの発言は制作者に責任」その通りで、取材・情報不足でコメントすることが、いかに危険かは身にしみている
- ・「過度に演出された裁判の再現に疑問を感じる」という指摘は納得できる。
- ・過剰な演出は慎むべきだが、再現やイラストは真実に近づくための工夫である。
- ・法廷中継は不可能であり、そのために再現ドラマや吹き替え手法が生まれた。それを批判するのは論点がずれている。

その他

- ・机上で理想を語る立場からの客観的批判は受け入れるが、放送内容についてのジャッジは素直に受け入れ難い。
- ・「好き嫌いや、やられたらやり返せ式の実感を裁判に持ち込む」危険を指摘しているが、極論と思う。視聴者はそこまで愚かではない。
- ・もう少し前向きで具体的な提案があると有難い。「意見」は漠然としていて、現場では戸惑いを覚える。
- ・現場が萎縮し、不必要な自粛を強いられる事態にならないよう注意したい。
- ・今後の報道に政府の介入につながる動きには、断固とした態度で意見を述べてほしい。
- ・裁判員制度は「実感」を裁判に持ち込む制度だと理解している。視聴者の「実感」は一度流れが来ると、どう放送しても止められないと感ずることが増えている。視聴者にできるだけ多くの判断材料を提供する、この当たり前でシンプルなことを心がけていく。

なお、「意見」16ページの「*なお、一部の番組は、少年の精神鑑定を行った～納得を得る努力をするべきである。」という記述に対して、当該番組が弊社の番組であるとしたら、事実と反しているという異議が出されました。当該大学教授から抗議があった段階で、番組担当者が何度も話し合いを持つ努力をしたにもかかわらず、相手方が一方的に話を打ち切ったことが事実です。弊社番組担当者に対して委員会は事情を質さず、一方の当事者の主張のみを「意見」の中で載せています。制作現場から当該部分の削除を要求する声が大きかったことを付言しておきます。

4. 弊社番組審議会委員の意見

4月の番組審議会では、当室より「意見書」の概要を報告した上で、委員から若干の意見や質問が出ました。さらに、5月の番組審議会では、事前に各委員に「意見」を配布-熟読の上 放送倫理検証委員会の一年間の活動の評価と併せて審議いたしました。

番組審議会での各委員の意見の抜粋は以下の通りです。

- ・BPOは第3者機関の中では突出して機能を発揮し、モデルになっている。放送倫理委員会の「意見」は民放連放送基準などに照らし合わせての問いかけなので、目を覚ましてくれる良い機会である。光市の報道に関しては放送界の前進の中で新たな課題を突きつけられた、という捉え方が出来る。「意見」のあとの報道の幅が広がった。
- ・テレビが2チャンネルのような無意識下の攻撃的なものに巻き込まれては大変である。責任や覚悟がある番組づくりで筋を通してほしい。
- ・一方的でなく、テレビの立場に対して最大限同情と信頼を寄せつつ批判した素晴らしい「意見」である。テレビの影響は(テレビ局が思っている以上に)大きい。公(パブリック)と私(プライベート)で私の部分が過剰になるとテレビの危機が訪れる。
- ・制作側のチェック機能が必要だが、委員会があったことで歯止めをかけることができた。「意見」にはうなずけるところが多いが、作る側から考えれば、これを全部取り上げていたら多分見てもらえなくなってしまう。
- ・「意見」を尊重して真摯な対応をするのは基本である。多角的に深く立派な意見が出ており、せっかくのチャンスを生かしてほしい。
- ・「意見」は偏った報道は多くの人に悪影響を与えるので注意、というものだが、大いなる認識の違いである。報道によって国民が影響を受けたのではなく、国民の代弁者としてテレビが報道したものと判断している。
- ・刑事裁判の当事者主義を理解していないと言う批判は当たらない。テレビは視聴者の立場に立って視聴者とともに、嘆き悲しみ笑う場であっていい。圧倒的な世論の差がある事件での5対5の報道が果たして公正なのか。「巨大な凡庸」という言い方はどうか。

* 番組審議会の意見は、後日、視聴者対応委員会で報告し、各委員を通じて各職場に伝達しました。

5. 今後の取り組み

以上の経緯を経て、「意見」で指摘された番組基準との整合性や、公平性・正確性・公正性について、今後個々の番組の制作にあたり、各現場で活発に意見交換を行うなどして、認識を深めていくことをあらためて確認しました。さらに、「コメントーターの発言についても十分留意すべきである」旨を番組責任者だけでなく、現場レベルに浸透させていくことにいたしました。また、裁判員制度の導入にあたっての、報道の在り方について議論を深めていくことを確認しました。

本報告書の提出以降も「意見」を契機として浮き彫りとなった課題をさらに掘り下げ、情報系番組担当者による、番組制作のあり方についての意見交換会を6月中旬に実施する予定です。

弊社といたしましては 貴委員会の「意見」を十分に尊重し、一時的な問題意識の高揚に決して留めることはなく、恒常的に今後の番組制作の向上に努める所存です。

以上

「BPO光市母子殺害事件の放送についての意見」の受け止め方

貴委員会より頂いた「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」に関する当社の対応をまとめましたので、ご報告いたします。

当社は「意見」を重く受け止め、社内での周知徹底を図るよう、まず制作、情報、報道、編成など各部局の担当役員、関係責任者に全文のコピーを配布いたしました。そして、各部局で一人でも多くの社員、スタッフが「意見」を精読し論議を進めるよう指導いたしました。特に今回、検証対象とされた番組のスタッフには「意見を読んだ感想」を募りました。また、各部局の代表者が番組内容や制作・取材の在り方を検討する社内委員会、「放送倫理委員会」において論議を行いました。さらに、当社の常設の第三者委員会である「放送と人権特別委員会」でも検討テーマとして意見交換を行いました。

但し、そうした場での意見や発言は、あくまでも社内での意見交換として、これまで非公表として参りましたので、今回は、意見の論旨やポイントを抜粋して紹介する形としましたことをおことわり申し上げます。

- 1) まず、「意見」については「指摘を率直に受け止め、自戒すべきだ」という意見が数多く示されました。
 - ・ この裁判をめぐる放送では、被害者遺族の語り口や、発言内容に同調して感情移入したのは明らかなだ。いかに別の視点からの声を取り上げたか、思慮深いアプローチがあったかを問われると、真摯に耳を傾けざるを得ない。
 - ・ 耳が痛い点は、裁判や当該事件に関する基礎的知識や取材が充分だったかということ。にじみ出た「底の浅さ」は否定しようが無い。
 - ・ メイン司会者の言い方が、見る側の印象に大きく影響する。しかも、裁判報道は裁判の途中段階での放送が殆どだから、これまで以上に司会者には自重した抑制的な表現を求める必要があるということか。
 - ・ 被害者遺族はマスコミと共に、遺族側の権利回復の活動をしてきた。マスコミにもオープンだった。その会見は番組スタッフには「短時間で」「できるだけ長く」番組を埋めることができる大変ありがたい素材だった。しかも視聴者のシンパシーを得られる内容だった。情報番組はその時の社会の一番の関心事をできるだけ長く伝えようという方向に走る。「意見」はそうした点を指摘したと思

- ・ 番組スタッフはプロデューサーからADまで、常日頃から様々な裁判の中味や、伝えられ方にアンテナを張る習慣をつけるよう、今更ながら自戒した。
- 2) 「意見」が指摘した諸問題について、「自覚はしていたが、できなかった」という思いを述べたものも多くありました。
- ・ 裁判報道で双方の主張を両論併記することは、皆心がけていた。しかし今回は、被告側の主張を入れれば入れるほど、スタジオ出演者が被害者に同調して被告側への非難を増してしまっていて、もどかしかった。
 - ・ デイリーの情報番組の担当者は、いわば「何でも屋」だ。一つネタをずっと追い掛けてなどいられない。（「意見」が求めるようなレベルの）取材や準備が万全だと胸を張れる者などいない。しかし、制作態勢の不備と開き直ってもいられない。放送人として研鑽を心がけるしかない。
 - ・ 情報番組には「横並び傾向」がある。番組サイドはまず自局の報道番組のスタンスに主眼に置くが、それだけでなく他局の同種の番組をよく見て、その扱い方を参考にしている。「独自の切り口を」と言われても、裁判取材は自分達には壁が高い。その分、より専門性の高い記者が執筆している新聞の論調にも影響され易い。そこで“他でもやっている”ような伝え方になりがちだ。それが今回のような画一的な伝え方になった一因だと思う。
 - ・ 一日2時間3時間の時間枠があるデイリーの番組では、直前に新聞やスポーツ紙がドーンとやったようなネタがあれば、何がしか扱わざるを得ない。他局もやっているし、露骨に言えば数字が取れた事もある。過剰同調と言われても曜日担当プロデューサーとしては拒否権が発動しにくかった。
- 3) その一方、「一方的に被害者家族の論調だけを伝えた」と言われたことについては異論反論もありました。
- ・ この裁判は普通の「検察対被告&弁護団」という構図ではなく、「被告&弁護団対被害者遺族」という構図で進んできた。BPOは「当事者主義」の説明の中で検察の役割について「国家的利益を図る立場に立って」と書いているが、検察が被害者側の感情を殆ど無視してきたこれまでの制度を見直す契機になったのが、この裁判なのではないか。多くの国民は、理不尽な殺人の被害者になった場合、どのような理由があつたら加害者は死刑を免れるのか、被害者側にはどのような意見開陳が可能か、どのような裁判情報が得られるのか、などについて関心を持って見ていたと思う。だから、弁護団は好むと好まざるとに係わらず、対検察・裁判所だけでなく、対世論も踏まえた戦術を考える必要があっ

た。それをしなかったから、弁護側がバッシングを受けたという面があるのではないか。

- ・ 被害を受けた者が存在するから「犯罪」になったわけで、今回のような場合、極論すれば「被害にあった側の立場に依って何が悪いのか?」「バランスとは何なのか?」。今回の事件では被害者の側の気持ちに立つのが正しいバランスではないか。
- ・ 今回のケースでは、「これは仕方ない」「当然ではないか」という部分があったと感じる。その一つは弁護側の主張に皆が「やっぱり変だよな」と感じる“強烈な違和感”があったことだ。但しその“違和感”を、番組の中で感情的な、表層的な言葉でしか表現できなかったことが自分達の未熟な点だった。

4) また「意見」の基本的な部分に、疑問を投げかける声もありました。

- ・ 内容も手法も違う33もの番組をひとまとめにして、一つの「意見」で批判したのは無理があった。言われた側は該当する部分もあり、しない部分もありで、何をどう指摘されたのか受け取れない部分があったと思う。
- ・ 放送内容について言われるのはともかく「体制が悪い」「スタッフの資質が伴ってない」など頭ごなしの言い方や、「怠惰」「思慮が足りない」などの指摘については、検証委の意見とはいえ、いささか度を越していると思う。
- ・ 「意見」を読んで（多くの現場スタッフの共通の感想として）ひどく“違和感”を覚えた。「BPOとは何なのか?」という感じだ。「裁判のことは法曹界以外の人間がとやかく言うな!」と言わんばかりだ。ここまで言われて黙っているべきではない。

但し、この意見については、『意見』が出た後で、今更そうしたことを言うのはおかしい。ヒヤリングの段階で毅然と抵抗すべきだったのだ。」という再反論もあり。

5) 勿論、各部局や会議では特定の結論を求めた訳ではありませんが、次のような意見が共通の認識となったのは事実でした。

- ・ BPOについては今回、様々の見方が出たが、我々はこの意見書の指摘をバネにしてスキルアップを図ることが、より建設的で賢明だと思う。来年は裁判員制度も始まる。その中での番組作りを見据えれば、今回の意見は大いに参考とすべきだ。

また、今回、「意見」の対象とされた番組が所属する情報制作局では、次の点を合意事項として、直ちに実施に移しました。

- ① 裁判を取り上げる場合は、もう一方（今回の場合は被告弁護団）の意見や主張

などをきちんと盛り込み、番組が一方的、断罪的にならないよう配慮する。

- ② 法廷での証言はフラットに事実が伝わるように努めるが、特に声優などによるボイス・オーバーを行う場合は、法廷に取材者を送り実際の抑揚まで見聞きする。そうした取材に基づかなければ行わない。

- 6) この他、「放送と人権特別委員会」の社外委員から次のような意見もありました。

「過剰同調システム」

かつて、新聞が主導して「イエスの方舟」という架空の物語を作り上げたことがあり、新聞界は大いに反省した。「過剰同調」のシステムは大メディアの中にもあり、記者一人一人の問題意識や感じ方を排除していく傾向は昔からあった。だから、報道システムの中で、いかに「自分で考え」「一人称を復活させるか」が重要な課題だと感じる。今回の「意見」で「テレビ制作者の存在感が極めて希薄だ」と言われる所以だ。一人一人がもっと考え、それを番組に活かしてほしい。

「メイン司会者」

メイン司会者の立ち位置はとても大切だ。暴走を許さないコメントができるということが、番組によってはそういうタイプではない司会者もいるが、その場合はコメンテーターが補わなくてはならない。今回はコメンテーターまで皆、過剰同調を止めなかった例が多くあり、とても驚いた。

「総合編成」

すべての番組が過剰同調だったように言われているが、TBSでは例えば「報道の魂」のように、弁護側に寄り添ったものも放送している。局全体ではそういうことをしているということをもっと示していく必要があるのではないか。

「死刑制度」

日本には死刑制度があり、8割以上の国民がこれを支持しているが、国際的には大多数の国が死刑制度を廃止している。今回のメディアの報じ方は、死刑制度の存置を当然の前提とし、弁護人が死刑廃止論者であること自体が悪であるかのような印象を与えていた。また、2006年6月に最高裁が破棄差戻しの判決をした際、複数のテレビ局のキャスターが、死刑判決以外はおよそあり得ないという態度で、「破棄自判（最高裁が高裁の判断を変更して自ら死刑を宣告すること）をして、直ちに死刑を確定させるべきであった」と発言したが、井戸端会議であればまだしも、テレビという公器がこぞって「今すぐ死刑に」と主張する様子には、危険なものを感じた。たとえ圧倒的多数が支持する意見であっても、それだけを声高に報道するのがメディアの役割ではないはずである。少数意見の尊重という視点を忘れないでほしい。

以上

「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」 についての弊社の検討内容

2008年4月15日付 BPO放送倫理検証委員会決定 第4号「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」に関して、弊社の報道局、情報制作局のそれぞれにおいて議論・検討した内容は、以下の通りです。

放送倫理検証委員会決定をうけて今後の裁判報道を考える

フジテレビ報道局

1 決定を受けての報道局内での動き

- (1) 2008年4月15日、放送倫理検証委員会が明らかにした「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」を受けて、当日には、報道局長から取材関係部署（取材センター社会部・政治部・経済部・外信部・取材撮影部）の部長ならびにデスク、また番組関係部署（報道センター報道番組部、ニュース制作部、FNN連絡部、スーパーニュース班、ニュースジャパン班）の部長ならびにプロデューサー、プログラムディレクター、そして解説委員全員を含めた総勢70人あまりに対して、放送倫理検証委員会の意見書を読み、その感想や意見、また改善すべき点があればその方策を提出するように指示が出される。
- (2) 2008年4月17日、FNN常任幹事会が福井市で開催された際、フジテレビ報道局長から「裁判報道の3原則（公平・公正・正確）を順守することは当然として、取材報道の自由が制約されてはならない。裁判報道の原則と取材報道の自由の調和をはかりながら日々の放送に対応していきたい」と、出席各社に訓示。各社からも、裁判報道の原則を再確認する必要があるとの意見が出された。そして、22日に予定されていた光市事件差し戻し審判決の報道にあたるテレビ新広島からも、意見書を受けて「客観的な事実に基づいて報道することに徹する」ことを社内で確認したとの報告があった。常任幹事会には、北海道文化放送、仙台放送、福島テレビ、テレビ静岡、福井テレビ、東海テレビ、関西テレビ、山陰中央テレビ、テレビ新広島、テレビ西日本、鹿児島テレビ、

フジテレビの以上12社から報道部長が出席。常任幹事会での議論および決定事項は、ブロックの代表社を通じて、ネットワーク各社に伝達されるシステムになっている。

- (3) 2008年4月21日、午前10時からの報道局内部長会で意見書について議論。また、各部長を通じて、番組スタッフや現場の記者に対しても、放送倫理検証委員会の意見書の内容について議論を行うとともに、裁判報道の原則についての徹底を指示。さらに、同日午後0時から、BPO事務局長の本橋春紀氏を、小櫃真佐己常務が主催する「解説編集会議」（報道局と情報制作局の幹部が出席して毎週月曜日開催）に招聘し、勉強会を行う。本橋氏から決定が出されるまでの背景説明などがあり、報道ならびに情報制作局から意見が出され、裁判報道のあり方などについて議論を行う。
- (4) 2008年4月22日、光市母子殺害事件差戻し控訴審判決。報道局長より、本番前に、放送倫理検証委員会の意見書を踏まえた報道にあたるように、あらためて注意が喚起される。
- (5) 2008年5月8日、上記の(1)・(2)・(3)・(4)を受けて、取材センターの部長ならびにデスク、また報道センターの部長ならびにプロデューサー、プログラムディレクターを集めて、あらためて今後の裁判報道についてのあり方について議論を行う。

2 意見書に対する報道局内の感想（要約）

意見書に対して現場からはさまざまな意見・感想が出されました。

「意見書の指摘は深く考えさせられ、今後の参考にすべき部分が大半と思う」との意見や、「マスコミが『悪い者VS良い者』の単純な構図を描いて放送していたのも事実であり、BPOの対応は、バランス感のあるものだと評価できる」との感想がありました。また、「『集团的過剰同調』や『素材負け』『前提的知識の不足』など指摘内容には厳しいものがあり、『意見書』に真摯に耳を傾け、番組制作の現場に生かす努力を継続することが大切だ」との意見もありました。さらに、「放送倫理検証委の意見で指摘されているような、その場の勢いで感情的に反応するだけの性急さがなかったかどうか、今後の報道では十分気を付けるべきであり、気を付けたい」との考えを述べる声もありました。そのほか、「今回のBPO意見を読み、『光市事件』報道を検証する会のHPを閲覧してみて、本件に関する報道は遺族に肩入れしすぎていたかもしれないと感じた。ニュース素材としての価値が極めて高い遺族の発言に重点を置きすぎて、弁護側の主張を吟味せず、取り上げ方も不足していたとの批判は甘受すべきだと思う。我々は日々、放送までの時間的制約をかかえながら取材、出稿しているが、公正、正

確、公平を強く意識しなければならないと改めて思った」との感想もありました。

来年から始まる裁判員制度を考えると、被告・弁護側の主張に耳を傾け、その主張をきちんと伝えることは、「公正・正確・公平」な報道を行ううえで必要なことですが、現状では、マスコミの取材に対して応じない弁護士も少なくありません。それだけに、「弁護士会の意識改革も必要であり、マスコミだけの責任とはいえない」との意見もありました。

放送倫理検証委員会に対しては、「民放テレビ局に対するステレオタイプな偏見を感じる」、「キー局だけのヒアリングは不公平ではないか」とか、「勝手に番組を選んでいくが、こちらからもこの番組をみてほしいものがあれば、それを提示して総合的に判断してほしい」との意見もありました。また、「差戻し控訴審判決は、やはり我々の感覚とほぼ一致する内容だった。『弁護方針に対する不信感』が異例にも随所に述べられていた事は興味深い。我々の取材の方向性や見識が間違っていなかったことの最大の証左だと考える」との意見があったほか、『『巨大なる凡庸』などとまで評するのはいかなるものか』との感想もありました。

以上のような意見・感想を踏まえ、今後我々はどうすべきかさらに議論を加え、報道局として集約したものが、以下の「3」と「4」である。

3 今後の裁判報道に向けて

- 民放連報道指針ならびに民放連「裁判員制度下における事件報道について」に記載された事項を再確認し、徹底をはかる。
- 容疑者や被告人を、いわゆる「犯人視」してVTRを編集すれば、そうした印象を視聴者に持たせる映像になってしまう。そうしたことを常に意識し、予断や偏見をあたえかねないものになっていないか、自らに問いかけながら編集にあたる。
- 番組責任者は、「公平・公正・正確」の3原則を意識してチェックを行う。
- 意見書が指摘しているように「公平性とは足して2で割るようなものではなく」、真実を追求するための深い調査と洞察が必要。ゆえに、安易に一方に対して肩入れをしたり、偏見を抱いたりしないように注意しなくてはならない。訴訟当事者の言い分に対して真摯に耳を傾け、その主張をきちんと伝える。
- キャスターが、スタジオの雰囲気にならぬように、番組責任者はキャスターの発言に対して気を配る。

4 今後のために

- BPOの意見と我々の議論を実りあるものにするために、委員会のメンバーとテレビ局の現場のプロデューサー、ディレクターとの意見交換会を行ってはどうか。

放送倫理・番組向上機構放送倫理検証委員会の意見について

フジテレビ情報制作局

情報制作局の対応

放送倫理検証委員会（以下委員会と表記）の「意見」を受けて、光市母子殺害事件をとりあげたことのある情報番組（めざましグループ「めざましテレビ」「めざましゆ〜」「めざましどようび」、とくダネ！、ハッケン！！）では、各番組ごとに、主要スタッフ（プロデューサー、ディレクター）を集めて委員会の「意見」について意見交換を行った。

さらに、情報制作局長はじめ局の幹部、プロデューサーが出席する「プロデューサー会議」で、番組スタッフによる意見交換の内容が報告され、この報告を基に討議を行った。

「意見」の指摘について

「意見」の指摘を自らの番組に当てはめた場合、ほとんどのスタッフが「どの放送内容が指摘に該当するのかわからない」との感想を持ち、困惑を覚えているというのが実状である。以下が具体的な反応である。

- この意見が指摘している「集団的過剰同調」「刑事裁判—その前提的知識の不足」「被告人報道—いわゆる『素材負け』について」に関して委員会の視聴対象となった「とくダネ！」のスタッフで議論したが、「放送内容のどの部分が指摘されたのか心当たりがない」というのが一致した意見だった。
- また、委員会による視聴対象とはならなかった「めざましグループ」「ハッケン！！」のスタッフからも「指摘されたような放送内容はなかった」との意見が多数を占めた。
- 委員会は、これまで、個別の番組の放送内容について、どこに放送倫理上の問題があったのか具体的に指摘してきたと理解している。しかし、今回は、33の具体的な番組名を列挙しながら、番組名や番組内容を特定しないまま、「全体に共通する放送倫理上の問題点を明らかにする」との手法をとった。しかし、33の番組は、演出方法、編集上のスタンスで大きな差が認められるものであり、やはり個別・具体的に指摘してもらいたかったというのがスタッフ全員の率直な感想だった。その

意味で困惑を覚えたスタッフがほとんどであった。

- 委員会の「意見」のもつ影響力は大きい。よって、制作現場に混乱を招きかねない総論的な放送批評は、より慎重にして欲しいという声が多かった。

「意見」から汲むべき警鐘

一方、「意見」の指摘内容を今後の放送にどのように活かすかの議論も行った。以下が、その内容である。

- 「意見」の中で指摘されている点、例えば“命乞いのシナリオ”等の放送内容は、タイトルからして感情的であり、やはり放送倫理上多くの問題点が存在すると思われる。
- 「感情的に反応するだけの性急さ、他局でやっているから自局でもやる、さらに輪をかけて大袈裟にやる、という『集团的過剰同調番組』づくりの傾向が一部にみられる」との指摘も、今のテレビ制作の過程で陥り易い落とし穴であり、意味のある警鐘として今後活かすべきと考える。
- 「現在の事実、現在の供述を取材し、伝えるだけでは不十分であり、その背後にあるものを探る意欲と努力なしには、放送の公正性・正確性・公平性は実現できるものではない」との指摘は、番組制作者がつねに追い求めるべき姿勢であり、あらためて制作者各自の心に銘記すべきものである。
- 今後の裁判員制度のスタートに向け、メディアの中でも表現手法をめぐって様々な検討が進められている中、「刑事裁判という法律の世界の出来事を、普通の人間の実感レベルだけで捉え反応している」との批判は大いに参考になる。

「意見」を踏まえて

制作現場は、関係者の権利に配慮を払いながら、さりとて萎縮することなく真実の追究のため、日々悩み反省を重ねている。委員会におかれても、こうした現場の生の声に耳を傾けていただければ、委員会と制作現場双方の理解がさらに深まるのではないかと考えている。

まとめ

弊社、報道局・情報制作局における議論・検討内容は以上の通りです。

弊社は委員会の指摘の趣旨をふまえ、今後も「公正な裁判」の実現と「国民の知る権利」に応えるという社会的使命を調和させる自律的取り組みに全力を尽くす所存です。

以上

BPO 放送倫理検証委員会

「光市母子殺害事件の差戻控訴審に関する放送についての意見」 について

はじめに

今回の意見を読んで、指摘されている内容の重さに、改めて裁判報道の在り方を考えさせられました。意見の対象となった番組は、一連の裁判の中でも特定の期間に限られたものでありますが、番組のジャンルに関わらず、多くのテレビ制作者が、今回の意見を受け止め、自らの今後の裁判報道について真剣に考える良い契機になったことは事実だと思います。

テレビ朝日では、番組単位だけではなく、報道局、編成制作局、さらには全社的な議論の場を設け、裁判報道はもとより事件報道についても話し合い、討論を行ないました。その中で、対象となった各番組の受け止め方、さまざま意見を紹介させていただくことで報告書としたいと思います。

日々、時間に追われる作業の中で、ともすれば疎かになってしまう「考える」、「その結果として多角的に報道する」という作業がいかに大切であるのか、思いを新たにしました。来年には裁判員制度がスタートします。事件報道、裁判報道はどう在るべきか、今回の意見を貴重な提言と受け止め、常に「考え」、与えられた重いテーマに正面から向き合い、視聴者の知る権利に応えていきたいと思っています。

【ワイド!スクランブル】

光市母子殺害事件の裁判は、事件発生からすでに9年がたっており、その間に被害者遺族の権利も大きく見直されました。また来年には裁判員制度が導入されるという時代の変遷の中にあって、BPOの今回の意見は、今後の裁判報道のあり方について改めて考えてほしいという提言であり、既存の価値観のもとでなされた企画・演出への問題提起であったと考えます。特に裁判員制度導入を前にして、その意義への理解が足りないまま制作したスタッフへの警鐘と自戒を促すものだと受けとめました。

【意見1 裁判を主宰する裁判所の役割を忘れていなかったか】

裁判を主催する裁判官が認めたからこそ、被告・弁護団がある種“荒唐無稽”と言

われた陳述をしたことは理解しているが、その裁判所の判断の是非を扱うことは考えなかった。「なぜ認めたのか」その意義については、番組内でもっと考察すべきだったと反省している。

【意見2 本件放送は、刑事裁判の「当事者主義」を理解していたか】

光市母子殺害事件とその裁判の大きな特徴として、被害者遺族である本村洋さんが、裁判の節目節目で自らの意見をマスメディアに向けて発信し続けた点が挙げられる。

この本村さんの活動こそが、それまで省みられなかった被害者・遺族の「地位」を向上させるという司法制度の改革を促進させたことは事実だと思う。しかし、極めて論理的に毅然とした本村さんの姿を多く紹介することで、視聴者に「もし自分の家族が殺され辱められたら」と想像させ、過度に本村さんに思いをよせる“世論”を形成するのを助け、結果的に「当事者主義の欠落」という指摘を受ける事態に至ったことは否めない。

来年から導入される「裁判員制度」を考えると、今後の裁判報道のあり方について多くの反省点が浮き彫りになったことは事実として受け止めたい。

【意見3 本件放送は、弁護人の役割の認識に欠けるところがなかったか】

差し戻し審での被告・弁護側の主張は、正直驚きは大きかった。

「ドラえもんが…」「復活の…」という証言については、「真実は決まっていると高をくくっていた」つもりはないが、限られた放送時間の中でも、もう少し前後の文脈及び発言の経緯を厚めに扱えばより深く全体像というものを伝えられたのかもしれない。

【意見4 本件放送は、被告人の人間像を捉え損なっていないだろうか】

元少年が事件当時、異常な状態を引き起こしやすい生育過程でのさまざまな問題(実母の自殺・父親のDVなど)が、指摘された。育成過程についての取材については、たとえば近隣住民からの証言を得るなどを含めて、さらに綿密にできたはずだと、現在の時点では多くの反省点があったと思う。

【意見5 本件放送は、裁判の全体を見ようとする意欲に欠けていなかったか】

裁判の全体像が描かれていないとの指摘は真摯に受け止める。番組としては放送ごとに事実を伝え、テーマを設定し、弁護団側の主張も伝えることは常に意識していた。

しかしながら結果として、被害者遺族である本村さん寄りの意見を集約しているように見えたとしたら、改めて反省すべきだと思うし、今後の裁判報道では、特に意識してこの反省を活かしてゆきたいと思う。

制作者は、番組を制作する上で常に視聴者の感情に何かを訴えたいと思っています。特に『ワイド！スクランブル』のような番組では、視聴者が見たいと思うものを敏感に感じ取り、視聴者の心に何か残るものを、視聴者が受け取りやすい状態で届けなければならないと考えています。しかし、その内容を伝えるために「公平性・公正性」が軽視されていると受け止められるのであれば本末転倒と言わざるを得ません。

裁判員制度がスタートする来年に向けて、裁判報道のあり方を考え、その意味を十分自覚しながら番組作りをしていきたいと思っています。

【スーパーJチャンネル】

BPOの今回の意見1から意見5までの「問い」は、一連の報道に対する正しい「疑問」だと思います。もちろん5つの「問い」の検証部分では、少なくともJチャンネルの放送に関しては、一つ一つ反論がありますが、33もの番組をまとめた「検証」なので、しかたがないと思っています。個別の番組が、「うちは違う」といつて議論することは、あまり生産的なことではないと感じています。

むしろ今後、裁判や事件を大きく、継続的に報じる際に、5つの「問い」をその度に、思い出し、生かすことが、重要になっていくのではないのでしょうか。「問い」は未来に向けた提言、と前向きに考えるべきだと思っています。

以下はこの事件を9年間にわたって中心的に報じてきたディレクター（複数）の意見からの抜粋です。

- BPOの今回の意見は、裁判報道の基本を示したものであり、もっともな指摘だと思う。個人的には、これまでの報道姿勢に反省すべき点がなかったとは思わないので、反省すべきところは反省し、今後の仕事に生かしていきたい。
- しかし意見は総括的なもので、第三者から見てもわからないかもしれないが、制作者としては越えてはいけな一線のようなものを自分の中では引いて、取り組んでいた（例えば、死刑廃止論の話は一切しないことなど）。そんな中、各局・各番組を一まとめにして批判されることは、少し心外だ。
- “本村洋さんへ共感しているだけ”という意見はあたらなと思う。そもそも本村さんの長年の活動自体が、今回、最高裁が2審へ差し戻した理由のひとつになったことは否定できない。さらに、本村さんの活動は、日本の司法における犯罪被害者の「地位」を変えた。そうした意味で今回の差し戻し審理の報道において本村さんがクローズアップされたのは、自然なことだと思う。

- 当然のことながら、裁判で元少年は公正に裁かれなければならない。報道する際、そこは注意すべき点との認識を持っていた。視聴者の感情に響き、大きな説得力を持つ本村さんの会見をただ長く編集をあまりせずに流すことは、“危険”とすら考えていた。だからこそ、当番組の放送時間帯からすれば作業的に非常に厳しくても、会見をただ流すのではなく、公判の内容に沿って本村さんの発言を挟み込んでいく構成をとった。
- 本村洋氏は、裁判における被害者の扱いの理不尽さ＝遺族が優先的に傍聴できない、遺影を法廷に持ち込めない、遺族としての意見を述べる機会がないことなどを訴え続けた。そのことが、「当事者主義」を原則とする司法制度の不備をあぶりだし、司法制度改革につなげた。
 本村氏だけに寄り添うというのではなく、この裁判における本村氏の存在の持つ意味を考えれば、ある程度報道が集中するのもやむを得ないと思う。
- 今回の対象番組ではないが、『スーパーJチャンネル』では少年が書いた手紙を独自に入手し、面会した人への取材なども通じて少年の人物像や内面に迫る企画を多く放送した。
- 今回の対象番組では放送時間帯に同時並行でおこなわれている法廷を速報する報道だった。その中で被告がなぜこのような発言をしたという原因・背景まで解明することは不可能だ。
- 「素材負け」という言葉は初めて聞いたが、違和感を覚えた。我々は日々のニュースを出していく中で意識して映像素材を加工せず放送することも多い。素材に勝る「真実」はないと思っている。限られた放送尺のなか、どれだけナマの情報を伝えることができるかが私たちの義務であるとも考え、放送してきたと思っている。
- 一審以後、検察側の立証内容はほとんど変わっていない。変わってないことより変わったことをなるべくたくさん伝えたいと思った。番組では、常にその時点で「何がニュースか」を考え、テーマを明らかにしながら放送してきたつもりだ。こうした番組の9年間の報道の歴史は当然考慮されないわけで、差し戻し控訴審の集中審理の報道だけをみて「感情的な番組の制作」と一括して烙印を押されたことは悲しかった。
- 今回の差し戻し審理は、裁判をテレビで報道することの難しさを改めて痛感させられた。
 裁判員制度スタートを来年に控え、改めて分かりやすく公正な裁判報道について考えていきたい。

【報道ステーション】

BPOの今回の意見については、番組として、また制作ディレクター一人一人が真摯に受けとめました。

もちろん、これまでも常に「公平な報道」を心がけてきたつもりであり、「元少年の内面に踏み込む取材」についても2006年6月には、父親のインタビューや被告人との接見の様子を含めた被告人の生い立ちの特集を放送し、また節目ごとには父親のコメントを紹介するなど、努力してきたつもりです。

しかし、今回のご指摘の多くの点は、裁判を報道していく上で、その度ごとに強く意識していかなければならないことだと改めて考えています。4月22日の光市母子殺害事件・差し戻し審判決の報道においても、従来同様、弁護人のこれまでの主張や判決後の記者会見を合わせて放送し、判決の評価についても一方的にならないよう留意し、特定の意図に沿った報道とならないように、これまで以上に意識的に報道したと考えています。

【やじうまプラス】

BPOの今回の意見については番組内でも話し合い、一人一人が裁判報道を改めて考える契機になりました。

『やじうまプラス』は、新聞記事の引用・紹介と報道で取材・出稿された映像・原稿を使用したニュース項目による構成が主であり、独自取材によるニュースが少ないため、「公平な報道」は当然のことながら、実際には、ご指摘の点の多くは盛り込む余地自体がない番組です。

しかし、弁護士など専門家に対する取材など数少ない独自取材や、スタジオでの司会者やコメンテーターの発言が過度に感情的にならないよう、これまで以上に配慮し、徹底する必要を感じています。

BPOの意見が出た後にあった差し戻し審の判決翌日の放送については、ゲストの弁護士とレギュラーコメンテーターによる“永山基準”との兼ね合いを踏まえた判決の論評などスタジオ部分においても冷静で、多様な意見の提示ができたと考えています。

「光市母子殺害事件の差戻控訴審」報道に関するBPO意見について

BPOの意見では「委員会が主な対象として述べている情報系番組の問題点には直接関係しないが」とした上で、「ストレートニュースの中で“無期懲役か死刑かが争われている裁判”というような言い回しが散見された点」について、「必ずしも間違いとは言えないが、事件・犯罪・裁判の内側まで踏み込んで理解しようとしていない点で、同じ問題を内包しているのではなか」と述べられている。

テレビ東京については、上記にある「ストレートニュース番組」がBPOの自主的審理の対象となったので、まずこの点に関して意見を述べる。

最高裁の判断は「死刑を回避すべき決定的な事情が認められない」というものであり、被告弁護側が新たに「傷害致死」を主張した点については、「失当であり、事実誤認はない」との判断を示している。検察側の死刑求刑に対し一審、二審が示した「無期懲役」という判断が妥当かどうか、更に言えば、「原判決の量定は甚だしく不当であり、これを破棄しなければ著しく正義に反する」とまで言い切って、「死刑を回避する事情があるかどうか審理を尽くせ」と、差し戻した。従って「無期懲役か死刑かが争われている」という表現に何ら問題はなく、事実である。この表現だけをもって「内側まで踏み込んで理解しようとしていない問題点を内包しているのではないか」と捉えるのは、あまりにも過剰反応ではないか。

次に、「刑事裁判の前提的な知識の不足」を指摘している点についてである。テレビ東京では、この裁判を地裁段階から取材していた司法クラブ経験者を担当デスクとし、差し戻し審理の取材も司法担当記者があたった。その長いプロセスにおいては弁護側、検察側双方への取材も積み重ねている。前記のような指摘は当たらない。

さらに、BPOが「素材負け」と指摘した点についてである。意見では、①. 被告の異様な人物像を捉え損なった点、②. 被害者遺族のひたむきな姿勢・痛切な思いに頼りきった点、の2つの意味で「素材負け」をしていたと述べられている。

① について

「裁判員制度において予想される相当程度の取材制限に放送局が批判を強めてい

るならば、被告の内面・人物像に迫って、この種の報道の公益性、有益性を示しておくべきではなかったか」との意見は、確かにその通りだろう。然しながら、そのニュースをどのように切り取り、どこまで踏み込んで、どう伝えていくかは、そもそも編集権の問題ではなかろうか。勿論、切り取り方、伝え方に正確性、公正性は求められる。しかし、どう伝えるかにおいて、「人物への洞察」を絶対条件の如く指摘するのは、やや行き過ぎではないか。

② について

確かに遺族の言葉はその都度、強烈であり、インパクトの強いものであった。そのような被害者遺族の登場そのものが、間違いなくニュースの一つである。彼の言葉を伝えることが、この裁判に関するニュースを伝える上で必要であったと判断し、その際、裁判そのものとの位置関係やバランスについて常に意識しながら、番組で編集された分数の中で構成を考え放送した。その結果について「不十分であった」という意見は勿論あって然るべきと思うが、「遺族の思いに頼りきった」との指摘は当たらない。

テレビ番組を「テレビ」と一言で片付けられてしまうには、その中味はあまりに多種・多様である。「凡庸」を越えてその先へ踏み出さんと志す番組もあることは間違いない。

「巨大なる凡庸」との指摘こそが、多種多様なテレビ番組を“十把ひとからげ”にした乱暴な物言いではなかろうか。テレビ番組の影響力は大きく、様々なことを丁寧に検証しながら報道に努めなければならないのは自明のことである。故に、意見書では、一つ一つの番組について、もっと個別具体的な指摘、意見をまとめることは出来なかったのか、との感想を抱いた。

今回の意見書を受けて、自分たちが放送した内容を再度、点検し、話し合うという機会を持ったことは、大変有意義だったと思う。BPO意見への反論、同調、様々な意見があったが、こうした現場での積み重ねが、報道番組の質の向上には不可欠だと思う。今後も、絶え間ない検証作業を実施していきたい。